

小牧市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、「小牧山歴史館使用料」「小牧山城史跡情報館使用料」「小牧山歴史館販売品売上代金」「小牧山城史跡情報館販売品売上代金」の徴収事務を、令和6年4月1日付けで次に掲げる者に委託した。

令和6年4月5日

小牧市長 山下 史守朗

受託者 小牧市小牧二丁目107番地

一般財団法人こまき市民文化財団

理事長 山下 史守朗

指定公金事務取扱者に指定した日

令和6年3月29日

期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで